

墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の廃止の許可に関する審査基準

1 墓地等の廃止に係る基準

（１）法人にあつては、定款、寄附行為又は宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第１２条に規定する規則等に定める手続きに基づき、社員総会、理事会、役員会等において墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。

（２）交野市墓地等の経営の許可等に関する条例第１０条第１項第３号に規定する共同墓地にあつては、当該墓地を設置し、及び管理している団体として墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。